

兵庫社会福祉士会在宅高齢者虐待対応専門職チームの取り組み

—— 弁護士との協働作業から見えてきた社会福祉士の専門性 ——

重野 妙実

Approach of Specialized Team for Elderly Abuse in Hyogo Association
of Certified Social Workers

—— The specialty of Certified Social Workers explicit through
the collaboration with the lawyer ——

Taemi SHIGENO

はじめに

2006年（平成18）4月1日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された。日本社会福祉士会と日本弁護士連合会はこの法律を実効あるものとするために「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」を県単位で設置することを決めた。

これを受け2007年、兵庫県では兵庫県弁護士会から兵庫社会福祉士会に申し入れがあり、兵庫社会福祉士会としては、体制も実力も整わない状態で2008年4月1日の専門職チームの派遣開始を目処にメンバーがその持つ力を出し合って準備を始めたのである。関わった者として主に研修面からの実践報告をする。

1. 在宅高齢者虐待対応専門職チーム活用の申し入れ

2007年度政府予算案に盛り込まれた「高齢者権利擁護等促進事業」の推進にあたって、地域で虐待対応にあたる地域包括支援センターの担当職員等の実践力を向上させ、適切かつ迅速な虐待対応が可能となるようするために、都道府県や各市町村に対し日本弁護士連合会・都道府県単位と日本社会福祉士会・都道府県支部が連携して都道府県レベルに設置している「在宅高齢者虐待防止対

応専門職チーム」を積極的に活用するよう申し入れることにした。

それぞれの役割と具体的な支援内容は次のとおりとした。

（1）弁護士と社会福祉士の役割

- ①弁護士：分離や立ち入り調査の判断や方法等への法律を根拠としたアドバイス
- ②社会福祉士：虐待を発生させる介護環境の改善や虐待者・被虐待者双方への家族支援の視点からのアドバイス

（2）具体的な支援内容

- ①市町村等の行う個別ケア会議への参加とアドバイス
- ②専門的電話相談
- ③事例検討会への参加とアドバイス
- ④担当者研修会の受託や企画・講師派遣

2. 高齢者虐待対応専門職チームメンバー募集

兵庫社会福祉士会では派遣要請に備えて、2007年4月に高齢者虐待対応専門職チームのメンバーを次の要件で募集し研修を行っていった。

（1）募集要件

- * 派遣メンバーとして活動できる社会福祉士
- 次のいずれかに該当する社会福祉士

兵庫社会福祉士会在宅高齢者虐待対応専門職チームの取り組み

- ・相談援助業務 3年以上
 - ・ぱあとなあ（日本社会福祉士会成年後見人養成研修）研修修了者
 - ・介護支援専門員
- 『高齢者虐待防止法活用ハンドブック』（日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編）を読みレポート提出すること
- 研修費 5000円
- 応募者・受講者は19名
- | | |
|--------------|-----|
| 地域包括支援センター職員 | 13名 |
| 施設職員 | 3名 |
| 教員 | 2名 |
| 不明（この時点では無職） | 1名 |

3. 派遣にあたっての課題

(1) 社会福祉士への課題

- このチームの研修を企画している段階で次の声を聞くことがあった。この課題に対しての対応も研修に入れることが必要と認識をしていた。
- ①弁護士の方が、専門性が高い？社会福祉士にも謝礼を払うの？

行政の立場から、弁護士は専門性が高くぜひ助言指導を頂きたいが、社会福祉士は地域包括支援センターにも必置であり、他のケアマネや行政職員も社会福祉の資格を持っている者もいるので、弁護士は来てほしいが社会福祉士は謝礼を払ってまではといわれることが予想される。

- ②緊急性の判断や事実確認支援方針の策定を行政や地域包括支援センターの職員に助言できるのか？

社会福祉士としての仕事は始まったばかりで、今まで困難事例を担当してきた行政の職員が困難と判断したものに、助言できる実力のあるものはいない。現状では、地域包括支援センターの社会福祉士は行政の高齢者福祉・介護保険担当職員に困難事例は相談している場合が多い。

- ③社会福祉士は依頼があっても対応しにくい。

独立開業している社会福祉士は非常に少な

く、雇用されている立場であり日常業務が詰まっており、急な依頼には年休をとっても対応しにくい。

(2) 課題に対する見通し

- ①に対しては、弁護士と同等の専門職性を示すこと。
- ②に対しては、高齢者虐待に特化した専門性をチームとして研修計画をたて技術を修得すること
- ③に対しては、時間的に緊急時の派遣は困難なメンバーが大半であるが、数人は時間的には派遣可であることがわかった。しかし、講師・アドバイザーとして派遣となると躊躇うメンバーもいるが、4月を目処に派遣に応じられるよう研修して実力を付ける。

4. 兵庫社会福祉士会在宅高齢者虐待対応専門職チームの研修

(1) 研修企画

- ①2008年4月に、在宅高齢者虐待対応専門職チームとして派遣依頼があることを想定して研修企画をする。
- ②第1回は、発起人数名で企画、2回以降は参加メンバーの中で7名の研修委員会を作り研修企画をした。

(2) 研修内容

- 第1回 2007年7月16日（月・祝）10：00～16：00
講義 兵庫社会福祉士会社会福祉士 重野妙実
講義 兵庫弁護士会弁護士 福島健太
講義 神戸市保健福祉局介護保険課主査 松原雅子
グループ演習
指導 大阪社会福祉士会・たむらソーシャルネット代表
社会福祉士 田村満子
講義 「社会福祉士としてスーパーバイズすること」田村満子
第2回 2007年10月21日（土）10:00～14:00

重野妙実

事前課題

年度内に派遣要請がある場合、高齢者虐待についての講義であると予想し、40分の講義をそれぞれが用意をして研修に参加する。

レジュメを参加人数分用意する。

持ち時間一人2分で、講義の要旨を説明する。

説明を聞いた後、聞きたい講義者2名を選出。

2名の講義を聞く。講義：段真奈美・高見則子持ち寄ったレジュメから、共通の基本的な資料を作成することを決める。

2回目以降、高齢者虐待専門チームの会議を別の日に開催することは、遠方からの参加者も多く困難なため研修後、14:00から16:00に開催することにした。

第3回 2007年12月1日（土）10:00～14:00

事前課題

一人2事例の虐待事例を別紙様式により作成する。

事例を参加人数分用意する。

事例発表：一人5分。

事例検討

基本資料にどのように活用していくか
次回の研修に緊急度の高い事例として使用する事例を3事例選出

第4回 2008年1月12日（土）10:00～14:00

緊急度の高い事例学習

第1事例 発表5分 大村和也

進行 大田厚三郎

事例について質問 10分

高齢者虐待専門職チームの社会福祉士として
派遣されてと仮定してあなたの発言は？

④ 第2事例 発表 世戸千鶴子

進行 高見規子

⑤ 第3事例 発表 吉田麻紀

進行 段真奈美

第5回 2008年2月11日（月・祝）10:00～14:00

ロールプレイ（40分）

緊急度の高い事例で、高齢者虐待対応専門職チームの社会福祉士に派遣依頼があり、カンファレンスを持つことを想定してロールプ

レイをする。

質疑応答（20分）

講義 「大阪における在宅高齢者虐待対応専門チームの活動から」

大阪社会福祉士会在宅高齢者虐待対応専門チーム会員

第6回 2008年3月15日（土）

弁護士参加のロールプレイ

緊急度の高い事例で、在宅高齢者虐待対応専門チームの社会福祉士と弁護士に派遣依頼があり、カンファレンスを持ったことを想定してロールプレイをする。

情報交換

5. 他の活動（全員で分担する）

（1）弁護士会との情報交換

2ヶ月に1日、弁護士会との定例の懇談会を持ち情報交換をしている。

（2）PR活動

- 「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」の活用について（申し入れ）
- 兵庫県弁護士会と兵庫社会福祉士会の会長名の依頼文を持参して、市町村に高齢者虐待対応専門チームの社会福祉士・弁護士が申し入れる。

（3）組織

- 兵庫社会福祉士会在宅高齢者虐待対応専門職チームの役割
会計1名、書記輪番、研修企画7名、運営2名、メール管理1名、パンフレット等作成3名
- 弁護士会とのワーキングチーム
弁護士3名、社会福祉士5名
- 各市町村担当を決める。（活用の申し入れをした市町村）

6. 社会福祉士の専門性（第1回目の研修：筆者の発題から）

（1）高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以

上の者と定義されている（高齢者虐待防止法）。また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義している。今回の専門職チームは在宅高齢者を対象としている。

（2）養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられる。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされている。

- ①身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
- ②介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- ③心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（3）社会福祉士と弁護士は同等の専門職

- ①シルバー法律研究会の経験から見えてきたもの
シルバー法律研究会は1992年に神戸弁護士会の弁護士有志によって作られた研究会であるが、最近では医師、学識経験者、福祉関係者、行政が加わり、神戸市のシンクタンクの機能をもつ研究会であり筆者も参加している。この会は月1回開催しており、2年間にわたり高齢者虐待の対応困難事例を研究してきた。1年目は神戸市の各区の担当職員からの事例を、2年目は各地域包括支援センターからの事例を研究した。

この研究会で、福祉職と弁護士は思考回路が違うことに気づいた。弁護士は頭の中に権利侵害に対して、解決手段（使えそうな法律）があって、それが使えるか否か、使うと訴えられるリスクはあるのかの視点で整理しながら聞いていく。聞き方は明快で無駄が少ない。解決にかかわりそうにない話になるとちょっとイラつく。相談者から受け取る相談料が30分5,250円と思うと短時間に整理して解決策を提案する職種であることを感じる。それに対して福祉職は現象の起こる背景は何か、その人の家族環境や生活環境を知り解決の糸口を見つけようとする。相談者を受容し共感する。時間がかかるても、相手のペースに合わせた聞き方が身についている。

- ②福祉新聞の記事から（2007年10月1日）見えてきたもの

この調査は高齢者虐待防止法が施行され厚労省が初めて行った調査である。

2006年度に65歳以上の高齢者が虐待されていると相談通報があった事例18,393件、その中で市町村が虐待と判断した事例12,575件、その内分離事例は36%、分離しなかった事例は64%であった。被虐待者女性72%、男性は28%であった。虐待者は同居家族が84%で内訳は、息子37%・夫14%・娘14%・息子の配偶者10%と男性特に息子の虐待率が高い。虐待の種類としては、心理的虐待36%・ネグレクト29%・経済的虐待27%・性的虐待1%となっている。

保護分離支援事例36%の内訳は、介護保険サービスの利用36%、医療機関への一時保護11%、やむを得ない事由などによる措置14%、緊急一時保護11%であった。分離しなかった事例64%を見ると、養護者への助言・指導42%、ケアプランの見直し24%、介護保険以外のサービス利用12%、新たに介護保険サービス利用11%である。

分離事例の判断に対しては、弁護士のほうが明快であると感じるが、分離しない事例に関しては社会福祉士の専門技量が発揮できる分野である。

(4) 社会福祉士の専門性

①虐待の要因と社会福祉士の強み

社会福祉士はケースに対応するときに現状だけで把握しない。社会的背景や家族関係を見る。被虐待者、養護者（虐待者）の立場に立って課題解決を図ることを支援する。虐待を発生させる主な要因は次のことが考えられ、社会福祉士は要因を踏まえて利用者自らが解決することを支援する。

・社会的経済的課題

リストラで就職先がない、不安定な雇用や家に閉じこもりがちの養護者が浮かび上がる。バブル崩壊以降就職氷河期の犠牲になっている息子たちが親の年金を当てにして同居しているケースも多い。この解決としては、虐待者がどのような生活を目指したいのかがポイントである。本人の意思が動かない限りハローワークに紹介しても就職には結びつきにくい。本人の立場にたって自己実現を支援するのが社会福祉士の業務である。ここに働くのはソーシャルワークの専門技術である。行政と連携をとり、一時的に生活保護で乗り切る方法もある。

・介護問題の重圧

未経験な介護や、認知症になった親を急に世話をしなければならなくなったりした場合、介護技術もなく手に負えない状況になっておこる。この分野は、社会福祉士の最も得意とするところである。介護保険サービスを始め適切な福祉サービスを紹介し導入したり、ヘルパー利用により介護負担を軽減するともに介護技術を介護者が学ぶこともできる。

・家族関係

家族の不和・対立・協力体制がない。親族も見て見ぬふりをする。手助けしない。戦後の日本では、核家族化が進み、単身世帯も増えてきている。昨今では、自他共に干渉されないで暮らすことを望む傾向が高い。家族不和に対しても仲裁に入る人はほとんどいない。加えて不仲になるには、その家族の歴史がある。社会福祉士は、連携が必要な親族に対して家族関係を悪化させない形でつなぐ役割をとる。

・高齢者個人の要因

性格、認知症、精神疾患、経済的問題、過去の虐待した体験も虐待を受ける確立が高い。高齢者個人の要因の内、性格を変えることは不可能に近い。ただ、なぜそのような生き方をしてきたのかを、高齢者の話を傾聴することにより理解することはできる。そして、養護者と共有することはできる。認知症や精神疾患は医療機関につなぎ治療をする、福祉サービスを利用することで問題解決することが多い。経済的問題も年金受給やその他手当が受給できているか、不当な買い物をさせられたり、借金返済をさせられていないかなどを点検することにより解決できる場合も多い。認知症や精神障害の場合は成年後見制度等を利用するにより安全な暮らしを可能にする場合も多い。最低生活を下回る場合は、生活保護を利用する。

・虐待者個人的要因

性格、精神疾患、経済的問題、虐待体験も養護者に過度の負担をかける。養護者・虐待者個人の要因についても、考え方は高齢者個人の要因と同様である。

・地域社会からの孤立

虐待を起こす間接的な要因である。昨今の日本では、他所の家のことは立ち入らないように暮らしてきている。また、家庭の恥は人に知られたくない気風が強い。このことが、家庭内暴力の温床ともなっている。しかし、高齢者人口が急増し、認知症が増え要介護者が急増する時代である。地域の助け合いなくしては乗り切れない。社会福祉士は地域の人的資源と連携をとり孤立化しない地域づくりをする必要がある。

②現状把握（アセスメント）と分析、プラン、実行、モニタリング

最近の社会福祉援助技術は、現状把握と分析、プラン、実行、モニタリングをすることである。これは、社会福祉士の得意分野である。

・現状把握と分析・プランを立てる。

この場合、社会福祉士は虐待者、被虐待者の立

場にたって考える。課題解決プランを虐待者・被虐待者の立場にたって立てる技術を持っている。

・実行

本人の自己決定のもとに、地域の社会資源と虐待者・被虐待者をサービスにつなぐ。具体的には、成年後見、生活保護、就労指導、介護保険、親族の協力、行政、医療機関、弁護士等との連携等の内必要なサービス導入を行い生活支援し、家族が担っていた重荷を軽減することである。

・モニタリング

提供したサービスで、生活が成り立っているか、不都合はないか定期的にモニタリングする。不都合があれば、再プランを立てる。

・再実行

モニタリングの結果不適切であれば、再度アセスメントして、プランを立て直し再実行する。アセスメントをする時には関係者が集まり、ケースカンファレンスを開く。可能な限り、当事者参加が望ましい。

・分離後の関わり

身体の安全を確保するために、分離が適当な場合もある。社会福祉士は、分離後も虐待者に親族として良い関係が取れるよう調整する。在宅希望の場合は環境整備、帰宅後の支援のプランと見守りをする。

・発見と予防的関わり

地域包括支援センター職員やホームヘルパー、ケアマネ等の福祉職として、介護サービス利用者の身近にいるので虐待を発見しやすく、適切なサービスを提供するなど予防的な関わりができる。また、市民に対して啓発的な関わりや、虐待が起らぬよう地域支えあいのネットワークを作ることができる。

③社会福祉士の課題

今まで、社会福祉士の専門職性（強み）を述べてきたが、筆者の福祉職としての経験から次のことを感じている。

社会福祉士の弱みは、危機介入、危機的な状況へのかかわり時の分離の決断が遅いことである。

原因としては、虐待者の立場にも立ち、性善説に立っているからである。現象として虐待をしているが、社会的、経済的、家族関係の課題は、本人のせいでなく要因があると考える。結果、虐待者の言い分に引きずられてしまう。社会的サービスや人的な支援で危機状況を乗り越えられないかと様子を見て、分離のタイミングを逃す。また、法的根拠に対して自信が持てない。

（5）弁護士の専門性

弁護士の強みは、分離や立ち入り調査の判断や方法等への法律を根拠にした専門的アドバイスである。これは第1回目の福島弁護士の講義のレジュメから転載したものである。

身体の安全を確保するための手段

ア. 行政上の措置・・高齢者虐待防止法及び老人福祉法による措置、DV法での対応、刑事告訴等による警察権力の利用

イ. 司法上の手続き・・扶養義務者変更の審判、親子関係調整調停、人身保護法等
財産保全のための手段

本人の財産管理能力が欠如あるいは不十分な状態・・成年後見制度の利用、審判前の保全処分

契約締結能力がある場合・・財産管理契約の締結

年金振込先の変更、通帳等の紛失届
その他

立ち入り調査時の違法性の判断、虐待防止ネットワークの構築及び参加、養護者の債務整理、生活保護の申請代理

（6）社会福祉士の弱みが弁護士の強み、弁護士の弱みが社会福祉士の強み

感覚的にではあるが、社会福祉士は内科医、弁護士は外科医のように感じる。病的部に対し、社会福祉士はクライエントの顔色を見ながら、全身を対象に病気の原因をアセスメントして検査をし、治療方針を立てる。悪化して手術になれば弁護士の出番である。また、社会福祉士は継

重野妙実

続した視点でとらえるが、弁護士は出来事をスポット的にとらえているように感じる。それぞれの専門性を補完することで、完成した支援ができる。

おわりに

社会福祉士会が職能団体として認められるためには、今まで個人技であった社会福祉専門職としてのスキルを、社会福祉士会として持つことが求められる。今回の在宅高齢者虐待対応専門職チームにおいては、マニュアルもなく与えられた研修もなく自分たちが作り出し切り開いていくことが求められている。今回、メンバーがそれぞれの役割を持ち、能力と時間を持ち寄り、課題を取り組んできたことは貴重な体験であると感じている。

社会福祉士が他専門職種から専門職としてやっと認められてきた今日、他専門職に対して、社会福祉士の専門性を具体的に提示していくことが肝要であると感じている。

社会福祉士は虐待を発生させる介護環境改善や虐待者・被虐待者双方への家族支援の視点から働きかける。ソーシャルワークの技術を用いて、個々のそして家族の自己決定・自己実現を支援する職種であることに他の職種にない専門性がある。

参考文献

- 1) 日本高齢者虐待防止センター編 (2006)『高齢者虐待防止トレーニングブックー発見・援助から予防まで』中央法規
- 2) 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編 (2006)『高齢者虐待防止法活用ハンドブック』民事法研究会